

実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する割合で、過去3カ年の平均値となります。

算定にあたっては、償還金から特定財源及び償還金に係る基準財政需要額算入額を除くものとされており、また、標準財政規模からも償還金に係る基準財政需要額算入額を控除しております。

本町は過去3カ年平均で10.6%となり、地方債の借入の際に用いられる数値18.0%を下回っており、起債許可団体から引き続き外れることとなりました。

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※標準財政規模とは地方公共団体の普通地方税・地方譲与税や地方交付税等（一般財源）の標準規模を示すものであり、地方債及び補助金等の特定財源は含まれません。

※準元利償還金とは公営企業会計等の償還金のうち、一般会計が負担すべきものの額や債務負担行為・一時借入金利息をあわせたものです。

※特定財源とは償還金に充当する使用料などです。

※基準財政需要額とは普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的な水準で行政運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額をいいます。